

特許分類に関する現在の状況

Current Status of Patent Classification Systems

特許庁 審査第一部調整課審査企画室分類企画班長 **井海田 隆**

PROFILE 平成14年特許庁入庁。工学博士。遊技機、ナノ物理、光学分野の審査に従事。審査調査室、情報システム室、Oxford大学客員研究員等を経て、平成26年4月より現職。

✉ lkaida-takashi@jpo.go.jp ☎ 03-3581-1101

1 はじめに

Japio YEAR BOOK では、過去2年間^{1,2}、特許分類に関する国際的な動向について紹介させていただいている。本年も、特許分類に関する最新の状況について紹介させていただくが、これに加えて今年は、主要国の特許文献において利用可能な検索キーについても紹介させていただく。

2 特許分類に関する国際的な動向

2.1 IPC 改正と分類調和－ GCI のその後の進捗と IPC 改正に結実したプロジェクト

五大特許庁（日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、韓国特許庁（KIPO）の五庁）による特許分類調和の試みは、GCI（Global Classification Initiative）の枠組みのもと、協力が進んでいる。2015年5月のIPC改正作業部会において、GCIの設立と同時期に提案されたプロジェクトの多くがIPCとして発効することが見込まれることとなった。ここではその概要を紹介する。

1 太田良隆、「特許分類に関する国際的な動向」、Japio YEAR BOOK 2013、p98-103

2 井海田隆「特許分類に関する国際的な動向の続きと特許庁の取り組み」、Japio YEAR BOOK 2014、p74-81

2.1.1 B33Y－付加製造

GCIによる分類改正プロジェクトのIPC発効第1号は、USPTO/EPO提案による付加製造の技術分野のIPCの新設であった。当該分類はいわゆる3Dプリンタ技術に対するものであり、2014年5月のIPC改正作業部会で分類表が定まり、2015年1月にIPC（サブクラスB33Y）として発効した。当該プロジェクトは3Dプリンタの昨今の急速な発展を鑑み、いち早く分類を作ることが重要であるとされ、その他のGCI下の改正プロジェクトと比べても迅速に議論が進んだ。

この分類は、そのみの分類が付与されることがない「2次的分類」であること、再分類義務を課さないことなども特徴としている。B33Yの分類構造は、7つのメイングループと1つのサブグループと合わせて8つの分類項目のみを持つのみであって詳細なものではないが、今後の付加製造技術の発展に伴い、当該分類の改正も必要になっていくことであろう。

2.1.2 IPCが発効する分類改正プロジェクト

B33YのIPC発効が決まってから1年後、2015年5月のIPC改正作業部会においては、JPO発の16の分類改正プロジェクトを含む、22の技術分野において分類表が承認され、2016年1月にIPCとして発効することが決まった。承認されたプロジェクトと技術分野の一覧は以下の表のとおりである。【表1】

JPO提案の16の分類改正プロジェクトの内訳は、CHC（Common Hybrid Classification）時代の提案をベースに進められたプロジェクトであるA61B19（手術、診断のための補助具の技術分野）を除くすべてのブ

表1 2016年1月発効予定のIPC

ProjectNo.	提案庁	IPC	技術分野
C466	JP	A61B 19/00 - A61B 19/12	手術、診断のための補助具
F019	JP	H02K11/00-11/04	電動機、発電機と測定・保護装置等との結合
F020	JP	F02M25/06-25/07	排気還流装置
F021	JP	B60J10/00-10/12	車両用シール装置
F022	JP	F16J15/32	弾性リップ型
F023	JP	H01F41/06	コイルの巻線方法及びその装置
F025	JP	E01F9/00-9/093	道路標識
F026	JP	A23K 1/00-3/04	飼料
F027	JP	A23P1/00-1/16	食品の成形及び加工
F028	JP	G07D7/00-7/20	紙幣・有価証券の検査
F029	JP	C08G75/00-75/32;79/00-79/14	硫黄、リン、金属系主鎖ポリマー
F031	JP	F21S 4/00	非携帯用の照明装置またはそのシステム
F032	JP	G06F12/08-12/12	階層構造のメモリスistem
F036	JP	F21K9/00	ルミネセンスを用いる光源（LED電球など）
F040	JP	C23C4/00-6/00	溶射または鑄込みによる被覆
F042	JP	A63B67/18	羽根付飛具を有するゲーム
C464	CN	A23L 1	食品一般
C469	DE	H01M8/00	燃料電池；その製造
C473	GB	F03D11/00	風力原動機の細部
C477	DE	B60W20/00	ハイブリッド車両
F035	KR	H02J17/00	ワイヤレス給電
F043	KR	G09G3/32	可変情報を表示するための静的手段を用いる表示装置の制御装置または回路

プロジェクトがGCIの枠組みによる議論を経たものである。2013年6月のGCIの立ち上げ後、すぐにJPOから35の技術分野でプロジェクト提案が成されて以来、JPOは全体の半数を超える数のプロジェクトをとりまとめてきた。そして、およそ2年間の議論を経て、その中の多くのプロジェクトでIPCの改正が行われることとなった。これらの技術分野ではIPCが洗練された形へ更新されることとなり、FIも可能な限り迅速に、このIPCを取り込む形で改正がなされる予定である。

これらの分類改正プロジェクトは、B33Yと異なり、いわゆる一般的な分類改正として改正の議論が結実したものである。

それぞれの技術分野における改正後の分類がどのような形になるのか、改正前の分類が付与されていた文献が、改正後にどの範囲の分類へと再分類されるのかなどについては、WIPO（World Intellectual Property Office 世界知的所有権機関）のIPCpub³から確認することが

できる。当該Websiteでは、最新の改正のみならず、過去からの改正履歴もすべて確認することが可能であり、興味のある方はご覧いただければ幸いである。

2.1.3 今後のIPC改正の予定

現在、IPC加盟国中で議論している分類改正プロジェクトは以下の表2のとおりである。

付加製造の技術分野においては、前述のB33Yの他に、B29CについてもIPC改正提案がされている。B29Cの改正プロジェクトは、2015年5月のIPC改正作業部会で時間切れにより議論が出来なかったため、現在未だ議論中という状態であるが、現在意見が分かれている部分は無く、2015年11月又は2016年5月のIPC改正作業部会で各庁が改正に合意できれば、2017年1月にIPCとして発効することになる。

2.1.4 GCI提案の今後の見込み

JPOを含む五大特許庁は、IPC加盟国内での議論の前に、五大特許庁内で再分類負荷を確認しながらGCI

3 <http://web2.wipo.int/ipcpub>

表2 分類表議論中のIPC改正プロジェクト

ProjectNo.	提案庁	IPC	技術分野
F041	JP/EP	B60Q3/00-3/06	車両内部照明装置の配置、取付、支持、回路
F030	JP	D06L1/00-3/16	洗浄・漂白
F033	KR	H01L27/115	半導体メモリ
F045	KR	H04B7/02	ダイバーシチ方式
F044	KR	H04N13-15	立体テレビジョン方式
F038	EP/US	B29C	付加製造
C471	GB	A61K47/00	使用する不活性成分、例、担体、不活性添加剤、に特徴のある医薬品製剤
C472	DE	A47B88/00	テーブル、キャビネット、または類似の家具の引出し；引出し用ガイド
C474	GB	G06T7/00	イメージ分析
C476	SE	F24F11/00	制御または安全方式またはそれらの装置（空調の）
C478	BR	A61C5/00	歯の充填または被覆
C479	SE	F21V9/00	光フィルタ
C480	BR	A61K8/96	植物由来化粧品
C481	BR	A21D13/00	ペイカリー製品
C482	SE	B31B	紙または板紙からなる、箱、カートン、封筒または袋の製造
C483	BR	A01H5/00	開花植物、被子植物
C484	BR	A01K61/00	魚等の養殖

の枠組みの下で分類調和を進めている。この五大特許庁において分類改正の議論がされている技術分野は、表3のとおりである。

五大特許庁での改正議論では、いずれかの庁で再分類負荷が大きすぎると、分類改正を行わないという決断をする（サスペンドする）ため、表3中の技術分野の全てにおいてIPCの改正がなされるとは限らない。現在まで83の提案のうち、24の提案がIPC加盟国での議論へ進み、29のプロジェクト提案がサスペンドとなっており（30は議論中）、概ね半数程度が分類改正プロジェクトとして軌道に乗るという状況である。

改正提案の中では特に、EPOが改正提案を行ったデータ交換ネットワークやデータネットワークプロトコル、セキュリティの技術分野（H04L12、29）における分類改正提案（現在はP138、P139として議論中）に注目したい。当該改正提案は、IPCのH04L12、29（133項目）に、CPCのH04L12、29（640項目）及びH04L41-69（921項目）を取り込む事をベースとしており、非常に規模の大きいものとなっている。近年のIPC改正では、毎年およそ500程度の項目が増加しているところであるが、当該分類改正が結実すると、およそ1400項目がIPCに加わることになる。このため、このプロジェクトが順調に進み、IPC改正に結び付けば、そのIPCの詳細化に対する貢献度は

大変大きい。

その他、現在GCI提案は、JPOのみならず各庁からも順調になされており、筆者としては今後もこの調和の枠組みが順調に進んでいくことを願っている。

2.2 CPCに関する最新の情報

特許分類に関しては、CPCが今後どのようなようになっていくのかということについて、興味のある読者も多いことと思う。そこでCPCについての最近の動きについても、ここで紹介させていただく。

2.2.1 米国公報のUSPC完全廃止

2015年1月、ついに、USPTOはUSPC（米国特許分類）から完全に脱却した。出願に対するUSPC付与を中止すると共に、INID⁴ code 52（Internationally agreed Numbers for the Identification of Data（書誌的事項の識別記号）。52は国内分類。）欄からUSPCを消去した。つまり、特許公報面上からUSPCは姿を消し、CPCだけが残ることとなった。過去の文献についてはUSPCからの直接コンコーダンスの一部が検索キーとしてCPCのYセクションに残ってはいるが、今後はA-Hセクションの

4 <http://www.inpit.go.jp/content/100029977.pdf>

表3 五大特許庁で議論中の IPC 改正プロジェクト

ProjectNo.	提案庁	IPC	技術分野
F024	JP	B05B15/00-15/12	噴霧設備又は装置の細部及びその付属品
F034	JP	C01B 31/00-31/36	炭素・炭素化合物
F039	JP	C03C25/00-25/70	ガラス繊維またはフィラメントの表面処理
F046	CN	C09D7/00-7/14	塗料組成物の特色
F047	KR	C12Q1/68	酵素または微生物を含む測定または試験方法
F048	JP	G02F 1/15-1/19	エレクロ、電気泳動、可変反射吸収素子
F049	CN	C02F1/00	水、廃水または下水の処理
F050	KR	G01R31/02	電氣的装置、電線または構成要素の短絡、断線、漏洩もしくは誤接続の試験
F051	JP	F24J2	太陽熱集熱器
F052	CN	F16L 53/00	加熱管、冷却管、加熱管系または冷却管系
F053	JP	G10B	パイプオルガン、リードオルガン又は類似の送風機構と一体となった楽器
F054	CN	B60N 2/48	ヘッドレスト
F055	CN	H01R 4/24	針端、スロット板、または絶縁体やケーブルより線を突き刺す類似の接触部材を用いる接続
F056	JP	F25C	氷の製造、作業、貯蔵または分配
F057	JP	B01J	イオン交換
F058	CN	H04W76	接続管理
F059	EP	D06F	洗濯機、衣類乾燥機の制御
P131	JP	G06F17/30	情報検索；そのためのデータベース構造
P132	EP	F21S 8/10	車両に特に適した照明装置またはシステム
P133	CN	H05B37	電氣的光源の回路装置一般
P134	JP	G01N23	波動性または粒子性放射線の使用による材料の調査または分析
P135	JP	G10D	弦楽器；気鳴楽器；アコーディオン又はコンセルティーナ；打楽器；他に分類されない楽器
P136	KR	C09J7/00	フィルム状または箔状の接着剤
P137	EP	G06F 9/44	特別なプログラムを実行するための装置
P138	EP	H04L 12/00	データ交換ネットワーク
P139	EP	H04L 29/06 - 29/14	データネットワークプロトコル、セキュリティ
P140	JP	G10C	ピアノ、チェンバロ、小型ピアノまたは同様な弦楽器で1つまたはそれ以上の鍵盤のあるもの
P141	EP	B64F 5/00	航空機的设计、製作、組立、清掃、整備または修復に関するもの
P142	EP	H04W 4/00	無線通信ネットワークに特に適合するサービスまたは設備
P143	CN	C08K3	無機配合成分の使用

CPCのみが付与されていくことになる。

2.2.2 KIPO の CPC 付与開始

KIPO は 2015 年 4 月より公報面への CPC の記載を開始した。2015.7.1 現在、KIPRIS を通じて付与された CPC を閲覧することが可能となっている。しかし、残念なことに、現在のところ EPO の DOCDB と呼ばれるデータベースへのデータの送信にトラブルが生じているようで、espacenet での検索等には利用できない。

2.2.3 CPCNO への対応方針

CPCNO とは、CPC-National Office のことであり、旧 ECNO (ECLA-National Office、ECLA のメンバー国) に、中韓露伯等を加えた、自国の特許文献に CPC を付与する国々のことである。CPCNO によって付与された分類情報は順次 EPO に送られ、DOCDB に反映されていく。現時点で、これらのデータは DOCDB の中では、< CPCNO > タグが付され、EPO/USPTO が付与する CPC とは区別されている。

EPO、USPTO を除く国では CPC を自国の特許文献



に付与するものの、CPC 改正についての権限を持ち合わせていない。また、CPCNO は CPC 改正に対する再分類は義務化されていない。

そして、現在 CPCNO の付与した CPC は、EPO の付与した CPC と異なり、文献単位での付与となっており、ファミリーに展開がなされていない。そのため、例えば日韓の2国のみファミリーがある文献について、KIPO によって当該韓国文献に CPC が付与されたとしても、日本の文献に対して KIPO が付与した CPC がコピーされることはない（日欧ファミリー等の場合は、ファミリーレベルで CPC が付与される事となり、日本文献も欧州文献と同じ CPC で検索することが可能となる。）。

この点について、EPO では、CPCNO 付与 CPC も EPO や USPTO の付与する CPC と同レベルでのファミリー展開を検討している模様である。その場合、どのような形でデータを付与するかが問題となるが、一つのファミリーにおいて、すべての庁が付与した CPC に対して、付与国の情報も加えることなどが候補に上げられている。

2.2.4 CPC の改正と再分類

CPC は改正に際し、1ヶ月前にプレリリースを行うこととなっている。プレリリースは、CPC の改正前月の第一木曜日に行われ、改正 CPC は翌月の1日から発効する事となっている。CPC の改正情報や、進行中の改正プロジェクト、プレリリースの情報等については CPC website⁵ で確認をする事ができる。

CPC は改正時に人手による再分類が発生すると、項目としての旧分類は、まず、付与不可能かつ検索可能の“frozen”というステータスとなる。

そして、分類表の新旧項目に [Warning] として、新分類は再解析中であり全ての文献に新分類が付与されていない旨、旧分類は今後分類付与されず、再分類が行われている旨記載される。つまり分類表には両分類が併記された形となる。その後、再分類が完了し、旧分類が付与された文献が無くなると、“frozen”ステータスの分類を削除する分類改正が行われ、一連の分類改正が完了

することとなる。このため、再分類中であるか否かにかかわらず、最新版の CPC 分類表さえ確認すれば、CPC による分類が付与された文献についてはカバーすることが可能となっている。

しかし、以上が原則ではあるが、前述したとおり CPCNO のメンバー国は、現在、CPC の再分類義務を負っていないため、CPC 改正がなされたとしても、過去分の文献の再分類を行わない可能性がある。

すなわち、将来的には、CPC が改正されたとしても、一部の CPCNO の文献を検索するためには、旧項目を使い続けなければならない可能性があるということであり、この点には注意を要する。（実際には、EPO は CPCNO に対し、再分類のためのリストを作成しており、一部の国では義務ではないながらも再分類を行っているとのことである。）

3 どのような検索キーが利用可能か

現在 CPC を採用する国が増えているが、どの国の文献にどのような検索キーが利用可能であるのかについてまとめると以下の表ようになる。【表 4】

IPC、EPO・USPTO 付与の CPC、FI のいずれも過去の文献に至るまで、一つの分類表ですべての文献を検索できるという状態を担保している。このため、グループ①の各庁の発行する文献については過去の文献から全て最新の CPC 分類で検索する事が可能である。グループ②の各庁の文献については、第一国としての出願について EPO が CPC 分類を付与しており、一見 CPC 分類によって検索が可能となっているように見えるが、例えば日本からの優先権主張を伴ってカナダのみに出願された文献など、CPC 分類が付与されていない文献もある。

グループ③の CPCNO 各庁によって付与される CPC は、過去分についての再分類がされるとは限らないため、CPCNO による CPC 付与が開始された後に発行された文献については CPC を用いて検索を行う事が可能であるが、その以前に発行された文献については CPC が付与されず、IPC を用いなければならない可能性がある。また、CPC の改正の後に再分類をするかどうか

5 <http://www.cooperativepatentclassification.org/CPCRevisions.html>

表4 各特許庁の発行文献の分類の付与状態

グループ	国、組織	IPC	EPO,USPTO 付与の CPC	CPCNO 付与の CPC	FI
①	US, EP	◎	◎		
	CH, DE, FR, BE, NL, LU, AP, OA	◎	○		
	GB	◎	○	◎	
②	AT	◎	○第一国としての出願のみ	◎	
	AU, CA	◎	○第一国としての出願のみ		
③	KR	◎		◎※	
	CN	◎		◎ (予定。一部分野に過去発行文献の付与データ有り)	○一部分野のみ
	SE	◎		◎ (過去分も付与、再分類も行う)	
	ES	◎		◎ (過去分は ECLA からコンバート)	
	FI, GR	◎		◎	
	RU, BR, PT, MX, HU 等	◎		◎予定	
④	JP	◎			◎
⑤	WO	◎	◎◎ EPO の非公用語の文献は、英語アブストラクトに対して付与		◎ PCT/JP について、公表公報及び再公表特許に付与

◎=出願時に付与

○=公開後に付与

不透明であり、今後、分類付与時点の CPC 分類表を用いる必要が出てくる可能性もある。

また、グループ③中の KR (表④中では※) については、先述のとおり全面付与が開始されたものの、現時点では CPCNO のデータが DOCDB に蓄積されていない。そのため、例えば現在 espacenet で検索可能な KR 文献はグループ①や②のファミリーが存在し、EPO によって付与された CPC がコピーされているものに限られており、KIPO が付与したものが検索出来ない。また、SIPO は将来は全分野での付与を目指しているものの、現時点では一部の分野のみ CPC が付与されているのみであり、現段階で CPC による検索を行う際には注意が必要である。

以上まとめると、現時点で CPC により漏れの無いサーチが可能な文献はグループ①及びグループ①にファミリーがある文献に限られ、その他の庁の文献は IPC は付与されてはいるが、CPC 分類に関しては付与の有無を確認しながら検索を行わなければならない。

文献発行数が多い国の庁にとって、IPC は分類項

目が粗すぎるということはおかねてより言われており、CPCNO により CPC 分類が付与される文献を積極的に CPC により検索を行うことは理にかなっている。しかし、どの時期のものに CPC が付与されているのかについての理解が不十分なまま検索を行うと検索漏れを起こす可能性があり、十分な注意が必要である。

なお、日本語の文献に関しては、全ての文献に FI が付与されており、最新版への再分類がされる。また、日本語による WO 公報については、再公表特許には FI が付与されるため、FI による検索が可能であり、原則最新の FI を用いた検索を行えば問題が無い。なお、近年 FI も加速度的に再整備を行っており、再分類を実施中の技術分野も多い。この技術分野は JPO のホームページより確認が可能であるので、検索漏れを起こさないためにも、当該ホームページ⁶を確認していただきたい。

6 http://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/f_i_kaisei.htm